

# 熊本県中小企業団体事務局長会規約

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 この会は、熊本県内における中小企業団体の事務局責任者が相互に緊密な連絡をとり、団体運営に寄与することを目的とする。

### (名 称)

第2条 この会は、熊本県中小企業団体事務局長会と称する。

### (事務所)

第3条 この会は、事務所を熊本市安政町3番13号（熊本県中小企業団体中央会内）に置く。

### (事 業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 団体運営のための研究会、懇談会及び講習会の開催等
- (2) 会員相互の連絡協調
- (3) 福利厚生に関する事業
- (4) その他目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会 員

### (会員の種別及び資格)

第5条 この会の会員は、次の2種類とする。

- (1) 正会員（熊本県内に事務所を有し、中小企業等協同組合法、中小企業団体の組織に関する法律並びに商店街振興組合法により設立された団体の事務局長又は事務責任者で、この会の目的に賛同し入会した者とする。）
- (2) 賛助会員（この会の趣旨に賛同し、事業に協力する者とする。）

### (入 会)

第6条 この会の会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 前項により入会の申込を承認したときは、その旨を申込んだ者に対し通知しなければならない。

### (会 費)

第7条 会員所属組合は、総会において定める会費を納入しなければならない。

### (拠出金品の不返還)

第8条 既納の会費その他拠出金品は返還しないものとする。

### (記載事項変更の届出)

第9条 会員は、第6条第1項の入会申込書に記載する事項に変更を生じたときは、2週間以内に書面をもってこれを会長に届出なければならない。

#### (退 会)

第 10 条 会員は、その旨を会長に届出て退会することができる。

2 会員は、次の各号の一に該当するときは退会したものとみなす。

- (1) 死 亡
- (2) 資格の喪失
- (3) 会費を 1 年以上納入しないとき。

#### (除 名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決により除名することができる。

この場合において、その総会の会日の 10 日前までにその会員に対しその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えるものとする。

- (1) この会の規約に違反したとき。
- (2) この会の名誉をき損し、又は信用を失わせるような行為があったとき。
- (3) 法令に違反し、若しくは不正な行為があったとき。

#### (権利の喪失)

第 12 条 会員は、その資格を失ったときはこの会に対するすべての権利を失うものとする。

## 第 3 章 役 員

#### (役員の種類及び定数)

第 13 条 この会に次の役員を置く。

- (1) 理 事 15 人以上 20 人以内
  - (2) 監 事 1 人又は 2 人
- 2 理事のうちから会長 1 人、副会長 4 人を互選により定める。

#### (役員任期)

第 14 条 役員任期は、2 年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 役員は、任期満了の場合においても後任者が就任するまで前任者がその職務を行うものとする。
- 3 補充役員任期は、現任者の残任期間とする。

#### (員外役員)

第 15 条 役員のうち会員でない者から理事 1 人をおくことができる。

#### (役員選任)

第 16 条 理事及び監事は総会において選任する。

#### (役員権限)

第 17 条 会長は、この会を代表してその業務を執行する。

- 2 副会長は、会長を補佐して業務を行う。
- 3 会長に事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた順位により副会長が、会長及び副会長ともに事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた順位により他の理事がその職務を代行する。
- 4 監事は、何時でも、会計の帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし、又は理事に対して会計に関する報告を求めることができる。

#### (解 任)

第 18 条 役員で役員としてふさわしくない行為のあったときは、総会の議決により何時でも解任することができる。

#### (顧問及び相談役)

第 19 条 この会に、顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、理事会の議決を経て会長が委嘱する。  
顧問及び相談役の任期は、役員 of 任期を準用する。

## 第 4 章 会 議

#### (会議の種類)

第 20 条 会議は、総会及び理事会とし、総会を通常総会及び臨時総会とする。

#### (構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 理事会は、理事をもって構成する。

#### (権限)

第 22 条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画並びに事業報告
- (2) 収支予算並びに決算報告
- (3) その他この会の運営に関する重要な事項

- 2 理事会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) その他理事会が必要と認める事項

#### (招集)

第 23 条 会議は、会長が招集する。

- 2 会議を招集するには、会議を構成する会員又は理事に対して会議の目的たる事項及びその内容並びに日時、場所を示し、総会にあっては少なくとも 10 日前、理事会にあっては 7 日前までに文書をもって通知しなければならない。

#### (開催)

第 24 条 通常総会は毎年 1 回開催する。

- 2 臨時総会は、理事会が必要と認め、又は会員の 5 分の 1 以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。
- 3 理事会は、必要に応じて随時開催する。

#### (議長)

第 25 条 総会は又は理事会の議長は、会長がこれに当たる。

#### (定足数)

第 26 条 会議は、これを構成する会員又は理事の過半数の出席がなければ、開会することができない。

#### (議決)

第 27 条 会議の議決は、出席会員又は理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(書面議決等)

第 28 条 やむを得ない事由のため、会議に出席できない会員又は理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって議決し、又は他の構成員を代理人として委任することができる。この場合、前 2 条の規定の適用については出席したものとみなす。

2 代理人が代理できる会員の数は 3 人以内とする。

(議事録)

第 29 条 会議の議事録には、開会の日時、場所、会員の総数又は理事の数及びその出席者数並びに議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び理事が作成し、これに署名するものとする。

## 第 5 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 30 条 この会の資産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 会 費
- (2) 寄付金品又は助成金
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第 31 条 この会の資産は、会長が管理し、その方法は理事会の議決による。

(特別積立金)

第 32 条 本会は、毎事業年度の剰余金の 5 分の 1 以上を特別積立金として、積立てるものとする。

2 前項の積立金は、損失金の補填に充当する他、理事会の決議により、損失金の補填以外の支出に充当することができるものとする。

(会計年度)

第 33 条 この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

## 第 6 章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第 34 条 この規約は、総会において出席会員の 3 分の 2 以上の同意を経て変更することができる。

(解 散)

第 35 条 この会は、会員の 3 分の 2 以上の同意を得て解散することができる。

## 第 7 章 雑 則

(委 任)

第 36 条 この規約の実施について、必要な事項は理事会の議決を得て別に定める。

第1回改訂 平成08年08月01日 第32条 特別積立金を共済積立金へ

第2回改訂 平成12年07月07日 第13条 副会長数を3名から4名へ

## **共済（慶弔見舞金）規程**

### **（目 的）**

第1条 この規程は、本会規約第4条第3号の規定による福利厚生事業の中の共済事業に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### **（種 類）**

第2条 慶弔見舞の種類は、次のとおりとする。

- (1) 結婚祝
- (2) 見舞金
- (3) 慶弔金
- (4) その他

### **（結婚祝金）**

第3条 会員が結婚したときは、結婚祝金として、金10,000円相当の金品を贈呈する。

### **（見舞金）**

第4条 会員が負傷又は疾病のため15日以上入院した場合には、10,000円を見舞金として贈呈する。

### **（弔慰金）**

第5条 会員が死亡したときは、弔慰金として20,000円相当の金品を贈呈する。

### **（その他）**

第6条 本規程に定めるものの他、特別の事情がある場合は、理事会においてその都度決定する。

# 旅 費 規 程

## (目 的)

第1条 この規程は、役員が本会の用務のため旅行するときの旅費の支給基準（中央会旅費規程を準用）を定め、旅行目的の円滑な遂行に資することを目的とする。

## (旅費の区分)

第2条 この規程による旅費は、役員会及び地区懇談会において適用し、交通費、日当、宿泊料に区分して支給する。

## (旅費の計算基準)

第3条 旅費は順路により計算する。

- (1) 役員会への旅費は、それぞれの組合から会場までの実費及び日当2,000円を支給し、泊料は支給しない。

## (その他)

第4条 この規程に定めのない事項が発生した場合は、会長がその都度決定する。